

工事下請基本契約書

元請負人 _____ (以下「甲」という。)と、下請負人 株式会社
トークンリースサービス (以下「乙」という。)とは、甲と発注者との契約 (以下「元請契約」
という。)にかかる工事 (以下「元請工事」という。)を完成するため、元請工事の一部について、
工事下請基本契約 (以下「本契約」という。)を結ぶ。

第1条 甲が発注し、乙が施工する個々の工事 (以下「個別工事」という。)については、甲が
乙に注文書を交付し、乙が甲に注文請書を提出したときに請負契約が成立するものとす
る。

第2条 本契約の有効期限は平成 年 月 日から翌年 月 日までとする。
ただし期間満了の30日前までに甲乙いずれからも文章による解約の申し入れが無いと
きは、更に1か年自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第3条 本契約期間満了後もなお個別工事が完了していないときは、当該工事が完了するまで
本契約は効力を有するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印して各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 元請負人 住 所

氏 名 _____ ㊟

(乙) 下請負人 住 所 東大阪市荒本西3丁目4番5号
株式会社トークンリースサービス

氏 名 代表取締役 権 藤 圭 介 _____ ㊟